枚方市帰国児童等に対する教育指導員派遣事業実施要領

（目的）

第１条　この要領は、日本語の習得が不十分な帰国児童等に対して、日本語及び教科の学習の支援、学校生活における相談等（以下「学習支援等」という。）を行う教育指導員を派遣し、当該児童等の孤立感の解消や学校生活への適応の促進に努めることにより、当該児童等に対する教育の充実を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　帰国児童等

次のいずれかに該当する者のうち、枚方市立の小学校又は中学校（以下「小学校等」という。）に就学する児童又は生徒をいう。

イ　日本に帰国した中国残留邦人等の子女

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）第２条第１項に規定する者をいう。

ロ　外国から帰国した日本人の子女

ハ　来日した外国人の子女

（２）　日本語の習得が不十分な帰国児童等

日本語の理解が不十分なため、学校生活への適応が困難である者をいう。

（教育指導員の派遣の決定）

第３条　教育指導員の派遣を必要とする小学校等の校長（以下「派遣を必要とする校長」という。）は、教育委員会にその旨を申し出るものとする。

２　教育委員会は、前項の規定による申出があった場合において適当と認めるときは、教育指導員の派遣を決定するものとする。

３　前項の規定により教育委員会が派遣する教育指導員は、次条第１項の規定による登録を受けた者とする。

４　教育委員会は、第２項の規定による派遣を決定したときは、派遣する教育指導員の氏名、派遣期間、その他必要な事項を校長に通知するものとする。

（教育指導員の登録及び取消し）

第４条　教育委員会は、前条第２項の規定により教育指導員の派遣の対象となった日本語の習得が不十分な帰国児童等（以下「派遣対象児童等」という。）の言語を理解できる者で、学習支援等を行うことができると認められる者を教育指導員として登録するものとする。

２　教育委員会は、前項の規定による登録を受けた教育指導員が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

（１）　教育指導員としてふさわしくない非行があったとき。

（２）　心身の故障のため学習支援等を行うことができないとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか、教育指導員として適当でないと認めたとき。

３　第１項の規定による登録を受けた教育指導員は、自己の都合等により、同項の規定による登録の取消しを申し出ることができる。

（教育指導員の派遣期間等）

第５条　教育指導員を派遣する期間は、２年を超えない期間とする。

２　教育指導員を派遣する日は、派遣対象児童等の最初の編入日から１年間においては週２回、派遣２年目においては週１回を限度に、派遣を受けた校長と教育委員会が協議して定めるものとする。

３　教育指導員の１回の派遣時間は、２時間以内とする。

４　教育委員会と派遣を必要とする校長が協議して特に必要と認めるときは、前１項にかかわらず、教育指導員を派遣する期間を延長することができる。

（教育指導員による学習支援等）

第６条　教育指導員による学習支援等は、原則として、派遣対象児童等が通学する小学校等において、特別の教育課程を編成し、「取り出し」もしくは「入り込み」によって行うものとする。

２　教育指導員の派遣を受けた小学校等の校長（以下「派遣を受けた校長」という。）は、教育指導員が派遣対象児童等に対して学習支援等を行う際には、必要に応じて適切な指示を行うものとする。

３　派遣を受けた校長は、教育指導員の派遣対象児童等に対する学習支援等や適応等の状況を判断し、教育委員会に対して教育指導員及び教育指導員の派遣期間の変更を求めることができる。

（報償金の支給）

第７条　教育委員会は、派遣した教育指導員に対して報償金を支給する。

２　前項の報償金の額は、派遣１回につき 5,000 円を限度として、教育委員会が市長と協議して定めるものとする。

（庶務）

第８条　教育指導員に関する庶務は、教育委員会事務局学校教育部支援教育課が担当する。

（補則）

第９条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和６年（2024 年）４月１日から適用する。